

○地域環境保全基金条例

平成二年三月二十日

宮城県条例第三号

改正 平成一五年三月二〇日条例第二一号

平成二三年三月二二日条例第一八号

地域環境保全基金条例をここに公布する。

地域環境保全基金条例

(設置)

第一条 地域の環境保全のための活動の推進を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、地域環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(平二三条例一八・全改)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充て、又は基金に編入するものとする。

- 一 地域の環境保全のための活動基盤の整備
- 二 地域の環境保全に関する知識の普及
- 三 地域の環境保全のための実践活動に対する支援
- 四 その他地域の環境保全のための活動の推進に関する事業

(処分)

第五条 基金は、前条各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(平一五条例二一・追加)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例二一・旧第五条繰下)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(平一五条例二一・旧第六条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第一八号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。